

市川三郷町地域公共交通計画等策定支援業務委託 仕様書

※優先交渉権者決定後に仕様書の調整あり

第1条 (適用範囲)

本仕様書は、市川三郷町地域公共交通計画等策定支援業務委託に適用する。

第2条 (業務概要)

市川三郷町の公共交通は、JR身延線、町営コミュニティバス、タクシー、富士川病院シャトルバス等が運行されており、町内の移動、町外への移動を支えている。

しかし、人口減少等による公共交通利用者の減少、燃料費高騰による費用増加、交通事業者における運転手不足・高齢化などにより、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増している。

本業務では、令和6年度から令和7年度にかけて、地域の現状や住民の移動ニーズについて調査・分析を行い、社会の変化にも対応しながら、市川三郷町にとって望ましい地域公共交通のすがたを明らかにし、持続可能な公共交通を構築するため、マスタープランとなる市川三郷町地域公共交通計画を策定するものである。

また、行財政改革アクションプランの地域公共交通網の抜本的見直しに位置付けられており、公共施設統廃合を見据え、地域公共交通計画の策定と現行の運行計画の改善を一体的に実施し、効果的かつ効率的に新たな公共交通網形成の実施に向けた具体的な交通モードを示す再編計画も同時に策定する。

第3条 (業務対象地域)

市川三郷町全域

第4条 (業務期間)

各年度の業務ごとに契約を交わし、契約ごとに以下のとおり業務期間を定める。

○令和6年度業務「市川三郷町地域公共交通計画策定調査業務」

契約日の翌日から令和7年3月31日

○令和7年度業務「(仮称)市川三郷町地域公共交通計画及び再編計画策定業務」

契約日の翌日から令和8年3月31日

第5条 (業務内容)

各年度ごとに行う業務は概ね以下のとおりを想定しているが、プロポーザルの提案内容等により委託契約時に町と事業者双方の協議により確定する。

また、業務を実施する年度を変更して提案することは、年度ごとの委託上限額を超えない限り、差し支えないものとする。

< 1年目 >

【市川三郷町地域公共交通計画策定調査業務】

(1) 計画準備

本業務内容を十分把握した上で、作業上問題を生じないように計画を立案し、発注者との協議により作業を円滑に進めるために下記書類を作成し、発注者と十分な打合せを行う。

①業務実施計画書

②委託業務着手届

- ③工程表
- ④その他、町が必要と認める書類

(2) 地域及び公共交通の現状整理

①地域特性の整理

既存の統計データ等から人口推移、地区別の人口、人口分布（現在と将来）、生活関連施設の立地状況、人の移動状況などを整理する。

②公共交通の現況整理

市川三郷町や交通事業者からの提供データ等をもとに公共交通の運行状況、利用状況、収支状況等を整理する。

③上位・関連計画等におけるまちづくりの方向性の整理

総合計画などの上位・関連計画におけるまちづくりの方向性、公共交通の位置づけなどを整理する。

④他自治体事例や国の動向等の把握

他自治体や国の動向等を参考に、新モビリティサービスについて把握するとともに、参考事例選定を行う。なお、参考とする事例の選定にあたっては、本町の地域特性や公共交通の特性、国等の補助金活用等を鑑みながら、今後の本町の発展に資する事例を選定すること。また、選定理由も明らかにすること。

(3) 公共交通に関するニーズ調査

①関係者ヒアリング

市川三郷町の公共交通の方向性を検討するため、庁内関係各課へのヒアリングを行い、まちづくりの現状と取り組み内容、取り組みにおける公共交通の位置づけ、公共交通に求められる役割等を整理する。

また、交通事業者や病院等へのヒアリング調査を実施し、事業者から見た公共交通の問題点、課題、再編の方向性策などを整理する。

ヒアリング項目の立案とシートの作成、ヒアリングの実施、結果報告書のとりまとめを行う。

②町民アンケート調査

日常的な交通行動、公共交通の利用状況、サービスに対する満足度、公共交通の維持・確保のあり方、公共交通の利用者及び公共交通の潜在需要層のニーズを把握し、将来の地域公共交通のすがたやその実現に向けて必要となる施策等を検討するにあたっての基礎資料として活用するため、町民アンケート調査を実施する。

アンケート項目の立案、調査票の作成・印刷、および集計・分析を行い、結果報告書のとりまとめを行う。

調査対象は、町内全域とし、無作為に抽出した15歳以上の町民2,000人として、郵送配布・郵送回収により実施する。

③町営コミュニティバス利用者アンケート調査

町営コミュニティバス利用者を対象に、利用状況（乗降バス停、利用目的、利用頻度、乗継状況など）や利用ニーズ（求める改善策など）の調査を行う。

その調査場所、調査方法、調査時期については、町と受託者の協議で決定する。調査期間は2週間程度を想定する。運行事業者の協力が得られた場合は、ドライバーからアンケート調査協力依頼を行う。

調査票の作成、調査の実施、結果報告書のとりまとめを行う。

- (4) 地域公共交通を取り巻く課題整理
地域や公共交通の現況特性、上位関連計画におけるまちづくりの方向性、町民の移動実態・ニーズ調査結果などから、地域公共交通を取り巻く課題を整理する。
- (5) 市川三郷町地域公共交通計画策定に向けた情報整理
前項で整理した課題から、課題解決を図るための基本方針の検討および基本方針に基づく目標及び数値目標、評価指標など、交通計画策定が円滑に進むよう検討を行う。
また、目標を達成するために必要となる地域公共交通の事業内容、実施主体、事業スケジュールの検討も課題整理の結果に基づき検討を行う。
- (6) 再編計画策定に向けた情報整理
地域特性の把握結果やニーズ調査、各関係者へのヒアリング結果を踏まえ、本町の課題解決に活用可能な交通サービス事例等を収集する。なお、翌年度の再編計画策定時に多角的で多様な検討、検証を実施するに十分な参考事例を収集すること。
内容（参考）
・先進事例（新モビリティサービス（MaaS）等）
・参考事例導入者（自治体等）への聞き取り等によるメリット、デメリット
・参考事例導入費用（イニシャルコスト、ランニングコスト、費用対効果など）
- (7) 市川三郷町地域公共交通会議の運営支援
市川三郷町地域公共交通計画の内容等を協議するための協議会（3回程度開催）を開催する。会議資料作成、運営支援、議事録とりまとめなどを行う。
- (8) 打合せ協議
業務を円滑かつ効果的に遂行するため、事務局との打合せ協議を適宜行い、議事録の作成を行う。

< 2年目 >

【(仮称)市川三郷町地域公共交通計画及び再編計画策定業務】(予定)

- (1) 計画準備
本業務内容を十分把握した上で、作業上問題を生じないように計画を立案し、発注者との協議により作業を円滑に進めるために下記書類を作成し、発注者と十分な打合せを行う。
①業務計画書
②委託業務着手届
③工程表
④その他、町が必要と認める書類
- (2) 市川三郷町地域公共交通計画（案）の策定
①目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定
前項で整理した課題を踏まえ、課題解決を図るため基本方針を検討し、その方針に基づく目標及び数値目標・評価指標を上位・関連計画との整合を図りながら設定する。
地域公共交通のあり方、公共交通サービス提供の方針、公共交通とまちづくりとの連携方針、公共

交通の運営・運行体制の方針等を定める。

地域公共交通のあり方については、地域公共交通の位置づけを明確にして、幹線交通とそれを補完する支線交通など、公共交通ネットワークのあり方、方向性を設定する。

②目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討

目標を達成する上で必要となる地域公共交通の事業内容、実施主体、事業スケジュールなどを検討して定める。また、達成状況の評価を行うための進行管理方法や管理体制等を定める。

③パブリックコメントの実施支援

住民にとって計画内容がわかりやすい資料を作成する。また、意見に対する回答、結果を報告書にとりまとめを行う。

④市川三郷町地域公共交通計画のとりまとめ

前項までの内容を市川三郷町地域公共交通計画として整理する。また、パブリックコメントでの意見等に対する回答、結果の反映支援を行い、計画書（案）及び計画書概要版（案）をとりまとめる。

(3) 再編計画の検討

市川三郷町地域公共交通計画のとりまとめが概ね完了したところで、基本方針や課題解決のための公共交通の運営・運行体制の方針に基づき、令和8年3月以降の再編内容の検討を行う。

①運行内容（案）の検討

市川三郷町地域公共交通計画に示す「目指す将来像」や「施策事業」などを踏まえ、既存交通サービスや新たな公共交通サービス等のダイヤ・ルート・運行車両などを検討する。

②詳細スケジュールの検討

令和7年度から再編完了までのスケジュール（案）を作成する。スケジュールには、関係者との調整時期、国への申請時期などを掲載し、「いつまでに、誰が、何をやるのか」が分かるように整理する。

(4) 市川三郷町地域公共交通会議の運営支援

市川三郷町地域公共交通計画の内容等を協議するための協議会（3回程度開催）を開催する。会議資料作成、運営支援、議事録とりまとめなどを行う。

(5) 打合せ協議

業務を円滑かつ効果的に遂行するために、事務局との打合せ協議を適宜行い、議事録の作成を行う。

第6条（成果品）

上記委託業務に係る資料、記録、報告書等を次のとおり成果品として納品するものとする。

なお、成果品の帰属はすべて委託者とし、委託者の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。

【令和6年度】

- (1) 業務報告書（A4版サイズ・オールカラー、パイプファイル） 2部

【令和7年度（予定）】

- (1) 業務報告書（A4版サイズ・オールカラー、パイプファイル） 2部
(2) 地域公共交通計画書（A4版サイズ・オールカラー、冊子） 100部
(3) 地域公共交通計画書概要（A4版サイズ・オールカラー） 100部
(4) 新たな交通網の各路線図および時刻表（A4版サイズ、カラー） 2部

各成果品の電子データおよび業務項目において作成した根拠資料等の電子データ（DVD-R）

※マイクロソフト・オフィスのアプリケーションソフトによる作成とする。

第7条 (その他)

(1) 資料の貸与

本業務の実施にあたり、本協議会は受託者に対し業務に要する市川三郷町で作成又は保有している各種資料を貸与するものとし、受託者は貸与資料の紛失、汚損、破損等がないよう取り扱いには十分注意すること。なお原則として複製を禁じ、本業務の完了後は速やかに本協議会に返却すること。

(2) 費用負担

本業務の遂行に係る費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受託者の負担とする。

(3) 法令等の順守

本業務は、本仕様書によるほか、関係法令等に基づき実施する。

(4) 秘密保持

受託者は、業務上知り得た個人情報やその他の秘密を第三者に漏洩してはならない。契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

(5) 瑕疵責任

本業務の完了後、過失または疎漏に起因し成果品の品質基準を満たしていないことが判明した場合は、関連項目を再検査し、受託者の負担において不良箇所を修正、補足するものとする。

(6) 損害賠償等

受託者は本業務の実施にあたり関係法令等を遵守し、公衆に対し迷惑を及ぼす行為を行ってはならない。万一、第三者との間にトラブルが発生した場合は、すべて受託者の責任において解決するものとし、本交通会議に対し発生事由及び処理結果を書面にて報告すること。

(7) 納期及び納入場所

成果品の納期は履行期限までとし、納入は本交通会議事務局（市川三郷町政策推進課）とする。

(8) 照査

照査について、次の項目について実施する。

- ① 基礎情報や広域的情報の把握の適正さの照査
- ② 調査方法や調査内容の妥当性についての照査
- ③ 成果品の内容の適正さの照査
- ④ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいた作業の照査

(9) 打ち合わせ

打ち合わせは、業務着手時、中間時、成果品納入時の他、必要に応じて行う。また打ち合わせの内容は、受注者において必ず打合せ簿を作成し、その都度、内容を明確にして提出しなければならない。

- (10) 参考文献の明記
文献その他資料を引用した場合には、その文献名又は資料名等を明記するものとする。
- (11) 土地の立ち入り
本業務において現場作業を行う場合、現場作業に従事するものは、身分証明書を必ず携帯しなければならない。また、私有地に立ち入る場合は、予め当該土地の所有者及び発注者にその旨を通知し、了解を得なければならない。
- (12) 協議等
この仕様書に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、市川三郷町地域公共交通会議と受託者が協議のうえ決定するものとする。

以 上